

平成八年三月二十七日判決言渡同日判決原本受領 裁判所書記官

平成七年(※)第一六一号損害賠償請求控訴事件(原審 鹿兒島地方裁判所平成三年(ワ)第四二六号)

判 決

鹿兒島県肝属郡根占町辺田一七二九番地一

控 訴 人 有限会社寿養魚センター

右 代 表 者 清 算 人 二 川 國 廣

控 訴 人 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 龜 田 徳 一 郎

大分県津久見市大字保戸島一〇〇番地三

被 控 訴 人 有 馬 克 彦

被 控 訴 人 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 戸 田 満 弘

同 土 田 耕 司

右訴訟復代理人弁護士 日 野 直 彦

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

一 控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人は、控訴人に対し、金六〇〇〇万円及び内金五〇〇〇万円に対する平成三年一月二五日から、内金一〇〇〇万円に対する同年五月八日から、いずれも支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は、主文同旨の判決を求めた。

二 本件事案の概要及び争点に対する当裁判所の判断は、次のとおり付加及び削除するほかは、原判決の「事案の概要」及び「争点に対する判断」記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決一〇枚目裏一行目の「反するものではない」の次に次を加える。

「（前記認定事実及び乙一二によれば、被控訴人の申立により、大分地方裁判所は、平成四年三月二五日に責任制限手続開始決定（以下「開始決定」ともいう。）をなし、制限債権の届出期間を同年七月二四日までとし、制限債権調査期日を同年九月七日とする旨定めたこと、控訴人は、これに対し、福岡高等裁判所に即時抗告し、同裁判所は、同年八月二五日に即時抗告棄却決定をなしたこと、控訴人は、これに対し、最高裁判所に特別抗告し、これに対する最高裁判所の決定が出されないまま同年九月七日の制限債権調査期日

は経過し、その二週間後の同月二一日に控訴人は制限債権の届出をなした
こと、その後の同年一月一九日に最高裁判所は、特別抗告却下決定をなした
こと、大分地方裁判所は、平成五年二月一五日に控訴人の制限債権届出を却
下し、更に、同裁判所は、平成六年六月一七日に責任制限手続終結決定をな
したことが認められ、右事実には照らすと、控訴人は、大分地方裁判所の開始
決定に対し、福岡高等裁判所に即時抗告し、同裁判所の即時抗告棄却決定に
対し、最高裁判所に特別抗告したことから、開始決定（制限債権調査期日及
び制限債権の届出期間の決定）は効力が生じないと考えて、右調査期日まで
に制限債権の届出をしなかったものとも推認できるが、責任制限手続は、開
始決定の時から効力を生じる旨明文上規定されており（法二六条）、開始決
定に対する即時抗告には執行停止の効力がないと解されていること、控訴人

は、弁護士に依頼して右抗告、特別抗告等の手続を行っていたこと、本件制限債権届出却下決定は確定し、責任制限手続終結決定もなされていることを考慮すると、被控訴人が、控訴人側のいわば手続的なミスにより免責されるに至ったということを理由に、本件債権の免責を主張することが、信義則に反するとはみられない。」

2 同一〇枚目裏末行の「あえて」を削除する。

3 同一一枚目表二行目の末尾に「。」を加える。

三 以上によれば、控訴人の本訴請求を棄却した原判決は相当で、本件控訴は理由がないので、これを棄却し、控訴費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官

根本久

裁判官

海保寛

裁判官

横田信之

右は正本である。

平成

八年

三月二十七日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官

平

原

享